

一般債振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う一般債に係る口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載または記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の一般債の記載または記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当金庫は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設、共通番号の届出)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の「債券取引口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

2 当金庫は、お客様から「債券取引口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令規則および機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

4 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときや番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届けいただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様または当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当金庫への届出事項)

第5条 「債券取引口座設定申込書」には印鑑の押印、「氏名又は名称、住所、生年月日、法人的場合における代表者の役職氏名、共通番号等」を記載しお届出いただきます。

2 上記お届出内容は利金、償還金、買取代金受取口座の印鑑票と同一内容とし、以降の取引時の内容確認は左記印鑑票にて行います。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの

(2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他機構が定めるもの

(3) 一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの

(4) 一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、その7営業日前までに、次に掲げる事項を当金庫所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。

(1) 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき一般債の銘柄及び金額

(2) お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(3) 振替先口座およびその直近上位機関の名称

(4) 振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(5) 振替を行う日

3 前項第1号の金額は、その一般債の各社債等の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 当金庫に一般債の買取りを請求される場合、前各号の手続きをまずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第7条 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第8条 お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当金庫所定の手続きにより振替を行います。

(抹消申請の委任)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当金庫に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当金庫は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第10条 振替決済口座に記載または記録がされている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程にあり償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。）また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。）および利金を取り扱うもの（以下「機構間と銘柄」といいます。）の償還金および利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受け取り、当金庫が信金中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、お客様のご請求に応じて当金庫からお客様にお支払いします。

(お客様への連絡事項)

第11条 当金庫は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

(1) 最終償還期限

(2) 残高照合のための報告

(3) お客様に対して機構から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは速やかに当金庫の営業企画部担当に直接ご連絡ください。

3 当金庫が届出のあった氏名、住所であって通知を行いましたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときも通常到達すべきときとみなします。

4 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者）を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更手続き)

第12条 印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出、または「個人番号カード」等をご提示願うことがあります。

2 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(当金庫の連帯保証義務)

第13条 機構または信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

(1) 一般債の振替手続きを行った際、機構または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金および利金の支払いをする義務

(2) その他、機構または信金中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第14条 当金庫は、機構において取り扱う一般債のうち、当金庫が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2 当金庫は、機構における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第15条 振替決済口座は、お客様が第16条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとし、第16条第2項各号のいずれにも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第16条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当金庫所定の解約依頼書に届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出し、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条によるお客様からのお申し出により契約が更新されなくとも同様とします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでも、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。第4条によるお客様または当金庫からの申し出により契約が更新されなくとも同様とします。

(1) お客様について相続の開始があったとき

(2) 当金庫所定の期間において口座残高がない場合

(3) お客様がこの規定に違反したとき

(4) やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき

3 前項のほか、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、直ちにお客様に通知することにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、又は当金庫所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。ただし、第7条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、一般債を他の口座管理機関へお振替ください。一般債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。

なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、お客様の損害額を直ちににお支払いください。

(1) お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

④暴力団準構成員

⑤暴力団関係企業

⑥総会屋等

⑦社会運動等標ぼうゴロ

⑧特殊知能暴力集団等

⑨その他①から⑧に関係する団体または個人

⑩自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があったと認められる団体または個人

ア、暴力的な要求行為

イ、法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ、当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる等の示威行為、または暴力を用いる行為

エ、風説を流布し、偽計を用いたまたは偽計を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

オ、その他ア、アからエ、に準ずる行為

4 本条第1項又は第2項に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている一般債および金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第17条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第18条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第12条第1項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替または抹消に直ちに には応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により、一般債の記録が滅失等した場合、または第10条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第17条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第19条 お客様の口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当金庫に対し、その旨をお申し出ください。

(この規定の変更)

第20条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することができます。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課するものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。

振替決済口座管理規定

(この規定の趣旨)

第1条 この規定は、お客様が社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下「振替国債」といいます。）に係る口座を当金庫に開設するに際し、当金庫とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものとします。

(振替決済口座)

第2条 振替決済口座に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）は、振替法に基づく口座管理機関として当金庫が備え置く振替口座簿において開設します。

- 振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替国債の記載または記録をする内訳区分と、それ以外の振替国債の記載または記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。
- 当金庫は、お客様が振替国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

(振替決済口座の開設、共通番号の届出)

第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当金庫所定の「債券取引口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行わせていただきます。

- 当金庫は、お客様から「債券取引口座設定申込書」による口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。
- 「債券取引口座設定申込書」には印鑑の押印、「氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等」を記載しお届けいただきます。
- 上記お届出内容は利金、償還金、買取代金受取口座の印鑑裏と同一内容とし、以降の取引時の内容確認は左記印鑑裏にて行います。
- 振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令および日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取ります。
- お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとともに、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときや番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当金庫にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。
この契約は、お客様または当金庫から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(振替の申請)

第5条 お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替国債について、次の各号に定める場合を除き、当金庫に対し、振替の申請をすることができます。

- 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
- 法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの
- 前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当金庫に提示いただかなければなりません。
 - 当該振替において減額および増額の記載または記録がされるべき振替国債の銘柄および金額
 - お客様の振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- 振替先口座
- 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別および内訳区分
- 前項第1号の金額は、その振替国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。
- 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。
- 振替国債の全部または一部を振替えるときは、その7営業日前までに当金庫所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客様等が当金庫所定の依頼書に届出の印章により記名押印してご提出ください。
- 当金庫に振替国債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振替国債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第6条 当金庫は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

- 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当金庫所定の振替口座依頼書によりお申込みください。

(担保の設定)

第7条 お客様の振替国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当金庫所定の手続きによる振替処理により行います。

(みなし抹消申請)

第8条 振替決済口座に記載または記録されている振替国債が償還（分離利息振替国債にあつては、利子の支払い）された場合には、お客様から当金庫に対し、当該振替国債について、振替に基づき抹消の申請があったものとみなして、当金庫がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第9条 振替決済口座に記載または記録されている振替国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金および利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領してから、信金中央金庫が当金庫に代わってこれを受取り、当金庫が信金中央金庫からお客様に代わってこれを受領し、指定口座に入金します。

(お客様への連絡事項)

第10条 当金庫は、振替国債について、残高照合のための報告をご通知します。

- 前項の残高照合のための報告は、振替国債の残高に異動があった場合に、当金庫所定の時期に年1回以上ご通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当金庫営業企画部に直接ご連絡ください。
- 当金庫が届出のあった名称、住所にあてて通知を行ひまたはその他の送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 当金庫は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であつて、お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。）以下本項において同じ。）に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当金庫が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(届出事項の変更)

第11条 印鑑を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

- 前項により届出があった場合、当金庫は所定の手続きを完了した後でなければ振替国債の振替または抹消、解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

(当金庫の連帯保証義務)

第12条 日本銀行または信金中央金庫が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当金庫がこれを連帯して保証いたします。

- 振替国債（分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債を除きます。）の

振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金および利子の支払いをする義務

- 分離適格振替国債、分離元本振替国債または分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行または信金中央金庫において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振替国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分（振替国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務
- その他、日本銀行または信金中央金庫において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(反社会的勢力との取引拒絶)

第13条 振替決済口座は、お客様が第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用できるものとします。第14条第3項各号のいずれにでも該当する場合には、当金庫は振替決済口座の開設をお断りするものとします。

(解約等)

第14条 この契約は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当金庫所定の手続きをとり、振替国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 次の各号のいずれかに該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振替国債を他の口座管理機関へお振替えください。第4条による当金庫からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - お客様について相続の開始があつたとき
 - 当金庫所定の期間において口座残高がない場合
 - お客様等がこの規定に違反したとき
 - やむを得ない事由により、当金庫が解約を申し出たとき
- 前項のほか、次の各号のいずれにでも該当すると認められる場合には、当金庫は取引を停止し、又はお客様に通知をすることにより、この振替決済口座を解約できるものとします。この場合、直ちに当金庫所定の手続きをとり、振替国債を他の口座管理機関へお振替えください。ただし、第6条に定める振替を行うことができないと当金庫が判断した場合は、振替国債を換金し、金銭によりお返金することがあります。なお、この換金により生じた損害については、当金庫は一切責任を負いません。また、これにより当金庫に損害が生じたときは、その損害額を直にお支払いください。

- お客様が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- 暴力団
- 暴力団員
- 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- 暴力団準構成員
- 暴力団関係企業
- 総会屋等
- 社会運動等標ぼうゴロ
- 特殊知能暴力集団等
- その他①から⑧に關係する団体または個人
- 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為があつたと認められる団体または個人

- ア. 暴力的な要求行為
- イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ. 当金庫との取引またはこれに付随する他取引に関して、脅迫的な言動、大声をあげる等の示威行為、または暴力を用いる行為
- エ. 風説を流布し、偽計を用ひまたは威力を用ひて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- オ. その他、ア. からエ. に準ずる行為

- 本条第2項又は第3項に基づく解約の際には、お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替国債及び金銭については、当金庫の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第15条 法令の定めるところにより振替国債等の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当金庫は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第16条 当金庫は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- 第11条第1項による届出の前を生じた損害
- 依頼書、諸語その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照し、相違ないものと認めて振替国債の振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があつた場合に生じた損害
- 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、振替国債の振替または抹消をしなかった場合に生じた損害
- 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当金庫の責めにやらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替国債の振替または抹消に直には応じられない場合に生じた損害
- 前号の事由により、振替国債の記録が滅失した場合、または第9条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 第15条の事由により、当金庫が臨機の処置をした場合に生じた損害

(この規定の変更)

第17条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。

変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネットその他相当の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。